機械貸借契約書

　　　　　　（以下、「甲」という。）と　　　　　（以下、「乙」という。）は末尾記載の機械（以下、「本件機械」という。）の貸借に関し、次のとおり契約する。

（目的）

1. 甲は乙に対して、本件機械を無償で貸し、乙はこれを借り受ける。

（期間及び任意解除）

第２条　本契約による賃借期間は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までの満１年間とする。

２　甲乙いずれかから期間満了３ヶ月前までに本契約の終了の申し出のないときは、本契約は、期間満了の日から満１カ年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第３条　本契約に定めのない事実が生じたとき、又はこの契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本件機械　１．

　　　　　２．

　　　　　３．

　　　　　４．

　　　　　５．

　以上、本契約成立の証として、本書を２通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ１通を保管する。

　年　月　日

1. 住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

1. 住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

施設貸借契約書

　　　　　　（以下、「甲」という。）と　　　　　（以下、「乙」という。）は末尾記載の施設（以下、「本件施設」という。）の貸借に関し、次のとおり契約する。

（目的）

1. 甲は乙に対して、本件施設を無償で貸し、乙はこれを借り受ける。

（期間及び任意解除）

第２条　本契約による賃借期間は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までの満１年間とする。

２　甲乙いずれかから期間満了３ヶ月前までに本契約の終了の申し出のないときは、本契約は、期間満了の日から満１カ年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第３条　本契約に定めのない事実が生じたとき、又はこの契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本件施設　１．

　　　　　２．

　　　　　３．

　　　　　４．

　　　　　５．

　以上、本契約成立の証として、本書を２通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ１通を保管する。

　年　月　日

1. 住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

1. 住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞